

Monthly Letter

2010・Aug.



お問い合わせ info@of-i.jp

052-211-5185
052-211-5186

名古屋市中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

日本における低い女性就業率

◆日本は 30 カ国中 29 位

政府は、2010 年版「男女共同参画白書」を公表しました。この白書によれば、高校以上で教育を受けた女性が仕事に就いている割合が、日本は OECD（経済協力開発機構）加盟国の 30 カ国中 29 位だったそうです。

日本は 66.1%で 1999 年に比べて 4.7 ポイント上昇しましたが、OECD 全体の平均値である 79.5%を大きく下回っており、学歴・能力があっても社会の中で活かす機会が少なく、受け皿が不十分である実態が指摘されています。

なお、上位からノルウェー（88.8%）、スウェーデン（88.0%）、イギリス（85.8%）と続いており、最下位は韓国（61.2%）でした。

◆十分活かされない女性の能力

白書では、「高等教育によって形成された女性の能力が、日本では就業の形で十分に活かされていない」と指摘されており、仕事に就いていたとしても、結婚・出産などを機に退職する女性が非常に多いとみています。

この他、男女の給与に格差があることも女性の就労を妨げている一因だと指摘しています。「女性全体の賃金総額が男性の 4 割弱と試算されること」、「賃金単価や就業時間、就業者数のいずれも男性の 7 割程度にとどまっていること」は、先進国では最低レベルと言われており、勤続年数や役職を男性と同じレベルにまで高める必要があるとしています。

◆潜在力を活かす取組みが必要

今後の対策としては、「女性の能力を高め、それを発揮できる環境整備を進めていく必要がある」としており、仕事と子育てが両立できる就業環境の整備、理工系の分野における女性の活躍の機会を増やしていく必要性が指摘されています。

また、結婚や子育てに伴う退職が減少すれば、最大で 445 万人の労働力の増加につながるとの試算もされています。

障害者「雇用納付金制度」「雇用率制度」の改正

◆「障害者雇用納付金制度」とは？

障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が56人以上の一般事業主は、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければなりません。

これを下回っている場合には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円の「障害者雇用納付金」を納付しなければなりません。

一方、常用雇用労働者数が300人を超える事業主で法定の障害者雇用率(1.8%)を超えて障害者を雇用している場合には、その超えて雇用している障害者の人数に応じて、1人につき月額2万7,000円の「障害者雇用調整金」が支給されます。

◆改正点について

改正障害者雇用促進法が平成21年4月から段階的に施行されていますが、平成22年7月からは、以下の内容が施行されています。

(1) 事業主が支払う「障害者雇用納付金制度」の対象拡大

従来は、常用雇用労働者数が「301人以上」の事業主が対象（昭和52年以降）でしたが、「201人以上」に拡大されました。なお、平成27年4月からは「101人以上」に拡大されます。

(2) 「障害者雇用率制度」の計算に短時間労働者も対象拡大

短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）が、障害者雇用率制度の対象となりました。これにより、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を「0.5カウント」としてカウントします。

◆改正の目的

上記(1)の改正の目的は、近年、障害者雇用が進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているため、障害者の身近な雇用場である中小企業における障害者雇用の促進を図ることです。

また、上記(2)については、障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により長時間労働が難しい場合があるほか、障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効であるなどの理由から、改正がなされました。

男女の金銭感覚と最近のお小遣い事情

◆男女の金銭感覚の違いは？

東京スター銀行では、株式会社アイシェアと共同で今年4月行った「男女の金銭感覚調査」の結果を発表しました。調査対象はネットユーザー男女 1,275名で、非常に興味深い内容となっています。

◆夫が妻にしてほしくない節約術

既婚男性に聞いた「奥様にしてほしくない節約術・やりくり」という質問（複数回答）では、上位1～3位は以下の結果となっています。

- (1)「スーパーのビニール袋を大量に持って帰る」(53.8%)
- (2)「よほど汚れてない限り、風呂の水は2回使う」(44.1%)
- (3)「1円でも安いものを探してスーパーをハシゴする」(39.3%)

◆家計管理はどちらが行う？

また、未婚者に聞いた「将来結婚したら自分で家計を管理したいと思うか」という質問では、「自分で管理したい」「どちらかという自分で管理したい」を合わせた「管理したい」派の人は、男性61.2%、女性84.6%でした。

未婚の男性が家計を自分で管理したい理由（複数回答）のトップは、「自分で家計をコントロールしたいから」(50.2%)。未婚の女性が自分で管理したい理由のトップは「相手に任せっきりにしてしまうと不安だから」(65.0%)という結果でした。

◆最近のお小遣い事情は？

新生フィナンシャルが運営するカードローンのブランド「レイク」からは、「2010年サラリーマンの小遣い調査」の結果が発表されています。調査はインターネット上で行われ、20～50代のサラリーマン約1,000名が回答しています。

◆毎月4万6,000円

「毎月の小遣い額」は4万6,000円でした。不況の影響か、前年よりも5,000円もダウンし、ダウンは3年連続です。なお、「理想の小遣い額」は6万1,300円となっています。

毎月の小遣い額が最多だったのは1990年で、このときは7万6,000円でした。

◆サラリーマンはワンコインランチ

昼食代に関する調査では、1食当たり500円で、まさに「ワンコインランチ」となっています。これは過去10年間の調査で最低の金額です。

猛暑で今年も注意！職場における「熱中症」予防対策

◆そもそも「熱中症」とは？

熱中症は、高温多湿な環境で体内の水分や塩分のバランスが崩れることにより、体内の調整機能が破綻して発症する障害の総称であり、以下のような様々な症状が現れます。

- ・めまい・失神
- ・筋肉痛・筋肉の硬直
- ・大量の発汗
- ・頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- ・意識障害・痙攣・手足の運動障害
- ・高体温

◆厚生労働省の取組み

厚生労働省では、「職場における熱中症の予防」について、平成 21 年 6 月に発出した通達に基づく以下の対策を図ることとしており、都道府県労働局や労働基準監督署による事業場への指導などにより、取組みを推進しています。

- (1) 職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行う事
 - (2) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (3) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (4) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理等
- 詳細はコチラ→厚生労働省 HP 「職場における熱中症の予防について」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006xcz-att/2r98520000006xjw.pdf>)

オフィス石野より一言：

毎日、本当に暑いですね～！！先日、建設業のお客様にお電話した際、「これだけ暑いと仕事も何もする気がせんわ～！」とおっしゃっていましたが、まさに【酷暑】ですね。

「熱中症対策」、外でのお仕事が多い業種、職種の方は、くれぐれもお気をつけ下さい。

ところで、この夏、オフィス石野ではさらにアツく事務所改革に取り組んでおります。

- ・お客様アンケートの実施・・・さらにお客様に喜んで頂ける事務所作りを目指します！
- ・事務所ブログの開始・・・気になる法律情報はじめ、事務所の雰囲気もお伝えします！

ブログ URL→ <http://www.sharoshiblog.com/officei/>

★夏季休暇を 8 月 12 日(木)～8 月 15 日(日)まで頂きます。

スタッフ一同、リフレッシュしてまた頑張りますので、どうぞよろしくお願ひします。